

第 32 回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和 8 年 2 月 5 日 午後 1 時 26 分～午後 2 時 05 分

場 所 東庁舎 3 階 301 号室

出欠者 出席者 11 名 欠席者 5 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約について

報告 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について

報告 第 3 号 農地法第 4 条の許可処分取消願について

報告 第 4 号 一時転用の届出について

議案 第 1 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の
規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

議案 第 2 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画に
ついて

議案 第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 第 5 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について

議案 第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（11 名）

1 番 松永 博視

2 番 富安 春二

3 番 吉武 正悟

4 番 鶴田 清

6 番 河原 努

8 番 中村 伸秀

11 番 近藤 茂

12 番 井寺 知江子

14 番 城戸 孝行

15 番 成清 輝美

16 番 岡本 義照

欠席委員（5名）

5番	田島 雅弘	7番	溝口 弘之
9番	下川 一馬	10番	中村 勇次
13番	下川 隆稔		

出席事務局職員

事務局長	井 上 浩 二
課長補佐兼担当係長	中 村 敏 和

午後1時26分 開会

○議 長

皆さん、こんにちは。（こんにちは。）大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。只今から第32回農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は、5番の田島雅弘委員、7番の溝口弘之委員、9番の下川一馬委員、10番の中村勇次委員、13番の下川隆稔委員が欠席です。5人欠席でございます。次に、注意事項でございます。効率的な審議となるよう事務局からの説明は簡潔にお願いします。また、発言される方は議長の許可を得てから議案の審議に必要なものを簡潔にお願いします。議案の審議に影響の無いご質問につきましては最後の協議事項の際にお願いを致します。

本日の議事は報告事項が4件、議案6件でございます。慎重なるご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願い致します。次に議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人は3番の吉武正悟委員、4番の鶴田清委員にお願いします。それでは、報告第1号から第4号について続けて事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約について でございます。

第1項、所在蔵数、地目畑1筆、面積740㎡、解約事由は、農地転用のためでございます。解約後については、27ページの第2項の5条転用でご説明いたします。

続きまして、2ページをお願いします。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について
でございます。

第1項を説明いたします。所在西牟田、地目田2筆、面積計1,713㎡、解約事由は、自作するためでございます。説明は以上でございます。

続きまして、議案第3号、議案書の4ページをお願いします。

報告第3号 農地法第4条許可処分取消願について でございます。

第1項、所在四ヶ所、地目畑1筆、施設用地、面積400㎡、申請人は四ヶ所の____さん、平成30年の5月に総会で承認いただいて転用許可をされたものでございますが、申請事由のとおりご高齢になられて、規模縮小のため倉庫は建てないと、農業用倉庫を建てるということで申請されていたんですけど造成まで終わっていて、そこでちょっとそのままになっておられて、完了してないから農林の方から督促状がいて、それで相談があったというところでございます。地図は1ページになります。____の東側のところの一部を分筆されて、当初は計画されていましたが取り消し願ということで1月16日に許可取り消しの受理をしているところでございます。なお、今後につきましては畑として使用されるということで税務課の固定資産税の職員と一緒に見に行きまして、畑でいいですよということで了解は得ておりますけれども課税は1月1日付けの課税でございますから現況、雑種地課税で令和9年度の課税から農地に戻るということで、____さんの了解も得ているところでございます。続きまして、5ページをお願いします。

報告第4号 一時転用の届け出書について でございます。

第1項、契約賃貸借、所在熊野、地目畑の3筆、面積合計1,260㎡、貸人、西牟田の____さん、借人、____さんです。申請事由は、材料の仮置き場というところで、前回に引き続いて継続で令和8年の2月から3月いっぱいというところで、地図は2

ページをご覧ください。前々回と同じところがございます。

続きまして、第2項、契約賃貸借、所在若菜、地目畑2筆、面積合計 3,352 m²、貸人、若菜の _____ さん、借人、_____ さん、こちらも資材置場、地図の3ページでございます。こちらも継続で1月から3月でされるということでございます。報告は以上でございます。

○議 長

ありがとうございました。これで報告事項を終わります。次に、議案第1号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の6ページをお願いします。

議案第1号 筑後市農業委員会農地移動適正あっせん基準第6条に規定による あっせん譲受等候補者の登録申請について でございます。

第1項、氏名、_____ さん、住所久留米市、経営形態いちご、面積 9a、農業労働力計 2名でございます。_____ の田、約 4,400 m²を購入のため申請をされております。_____ さんにつきましては、基準面積の特例で権利を取得させるべき者が、新規就農希望者である場合に該当し、経営面積の要件はございません。また、2人以上の家族農業従事者の要件は満たしてあります。現在、研修中で令和8年6月からの就農予定となっております。説明は以上です。

○議 長

第1項について、質問のある方はをお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。第1項について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。続きまして、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、氏名、_____ さん、住所大字野町、経営形態なす、面積 27a、農業労働力 2

名でございます。_____の田、約 4,300 m²を購入予定のため申請されています。____さんにつきましては、基準面積の特例で権利を取得させるべき者が新規就農希望者である場合に該当し、経営面積の要件はございません。また、2人以上の家族農業従事者の要件は満たしてあります。現在、研修中で令和8年6月から就農予定となっております。説明は以上です。

○議長

第2項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。第2項について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。続きまして、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、氏名、_____さん、住所大字井田、経営形態、米・麦・大豆、面積 528a、農業労働力計2名でございます。_____の田、約 5,500 m²を購入予定のため申請されています。_____さんにつきましては、あっせん登録に必要とされる 117a 以上の経営面積要件や青壮年を含む2人以上の家族農業従事者がいることなどの要件は満たしてあります。それから、後継者の息子さんの年齢につきましては、____歳とのことでございます。説明は以上です。

○議長

第3項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。第3項について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。議案第2号について事務局の説明をお願いします。

○事務局（井上事務局長）

議案書7ページをお願いします。

議案第2号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画について

でございます。

こちらは21ページまでございますが、第1項から第5項までが同じ法人の関連になります。第1項関係をご説明します。権利種別、貸借権設定、第1項、所在中折地、他13ページまで議案書のとおりでございます。13ページを見ていただくと分かりますが、田90筆、畑1筆、面積計166,353.89㎡、利用権は賃貸借、貸人、大字中折地の_____さん、ほか13ページまで議案書のとおりでございます。借人、_____さん、利用目的は米・麦・大豆、借賃は_____円、期間は3年でございます。

続きまして、22ページの集計表をお願いします。左上の総計でございます。田57件、面積234,845.89㎡、畑3件、面積4,667㎡、合計60件、面積計239,512.89㎡でございます。新規再設定の別、新規60件、通年・期間借地の別、通年60件、小作料納入別、金納53件、物納3件、米での物納は利用権としては賃貸借となります。使用貸借4件で無償での貸借ということになります。右の表をお願いします。貸借期間別です。3年が49件、5年が8件、10年が2件、20年が1件となっております。説明は以上でございます。

○議長

議案第2号について質問のある方はをお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決を取ります。議案第2号について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、議案第3号農地法3条について提案いたします。第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局（井上事務局長）

23ページをお願いします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約贈与、所在蔵数、地目畑2筆、面積計965㎡、渡人、八女市の_____さん、受人、大字蔵数の_____さん、申請事由は甥の_____さんへの贈与のためでございます。作物は野菜となっております。説明は以上です。

○議 長

第1項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

14番の城戸です。事務局の説明のとおりです。ご審議方よろしくお願い致します。

○議 長

説明も終わりましたので、第1項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決を取ります。第1項について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、第2項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約売買、所在西牟田、地目田2筆、面積計4,114㎡、渡人、大字久富の_____さん、受人、大字羽犬塚の_____さん、申請事由は規模縮小のためでございます。作物は水稻、売買価格は合意により反当り_____円となっております。説明は以上です。

○議 長

第2項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議 長

説明も終わりましたので、第2項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決を取ります。第2項について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、第3項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約贈与、所在久富、地目田5筆、面積計5,473㎡、渡人、大字久富の_____さん、受人、大字久富の_____さん、申請事由は母の_____さんへの贈与のためでございます。作物WC Sです。説明は以上でございます。

○議長

第3項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

14番の城戸です。お父さんが亡くなられて、息子さんの名前にしようとしていたら事情があって、お母さんの方に贈与という形でされてあるということです。ご審議方よろしくお願い致します。

○議長

説明も終わりましたので、第3項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決を取ります。第3項について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、第4項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書は24ページになります。第4項、契約売買、所在新溝、地目畑1筆、面積499㎡、渡人、大字新溝の_____さん、受人、大字新溝の_____さん、申請事由は離農のためでございます。作物は野菜、売買価格は合意により反当り_____円です。説明は以上でございます。

○議長

第4項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

15番の成清です。ご主人が亡くなられたので、娘さんとかもいるのでその土地を

売りたいとのこと、売るためには_____さんの土地を通らないといけないので、この人が買うしかないということで、買っていただけるそうです。以上です。よろしくお願いいたします。

○議 長

説明も終わりましたので、第4項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決を取ります。第4項について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、議案第4号農地法第4条の許可申請、第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の25ページをご覧ください。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について _____ でございます。

第1項、所在津島、地目畑1筆、面積572㎡、申請人は_____さん、申請事由は貸駐車場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の4ページでございます。左下が筑後船小屋駅になりますけれどもそこから300mの場所になります。駅から300m以内の農地は第3種農地になりますので原則許可になります。駅から近いこともありまして、通勤客の方用に貸駐車場を整備されるそうです。説明は以上でございます。

○議 長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただいまの事務局の説明のとおりでございます。ご審議よろしくお願い致します。

○議 長

第1項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決を取ります。第1項について承認することに

賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第2項について、提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、所在島田、地目田3筆、面積合計268㎡、申請人は島田の_____さん、申請事由は通路になっております。場所の確認をお願いします。地図の5ページになります。場所からいいますと_____の西約600mのところでは第1種農地、敷地拡張の2分1以内により許可可能となります。現在、自宅の東側からお隣の敷地を歩いて行かれていますということで平成26年の7月に一番南側の農地が青地だったため農振除外をされておられましたけれども、しばらくはそのまま通行されておったようでございまして、転用まで至ってなかったとのことでございましたが、隣の敷地を歩いているのでいろいろあるといけないので、南側から当初除外した時の予定どおりの転用を行うということで遅くなりましたけれども今回、申請されたというところでございます。分筆をしてありまして、残った農地はきちんと営農されるということでお伺いしています。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

3番の吉武です。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。この方は、特に面積多くされまして、トラクター2台とかブームスプレーヤーとか大型機械を集めてありますので、家から道までの幅が狭いので図面のとおり作られた訳ですね、以上です。

○議長

説明も終わりましたので、第2項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決を取ります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、議案第5号農地法第5

条の変更でございます。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書 26 ページをご覧ください。

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について

でございます。

第 1 項、契約贈与、所在前津、地目畑 1 筆、面積 168 m²、渡人、前津の _____ さん、受人、同じく前津の _____ さん、親子になられます。申請事由につきましては、当初、計画していた建物の配置を見直されたことによって、分筆登記を行って必要最小限の転用とするものということでございます。右下のところ一部削除されておるところでございます。計画図面では、合併浄化槽の位置を変えられたことで少し面積が縮小されたということで、こちら第 1 種農地ですけれども集落接続で許可可能となっていたところでございます。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4 番の鶴田です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ご審議よろしくお願ひします。

○議長

説明も終わりましたので、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第 5 号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、議案第 6 号農地法第 5 条転用について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書 2 ページをご覧ください。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約売買、所在徳久、地目田1筆、面積923㎡、渡人、広川町の____さん、受人、筑後市野町の____さん、申請事由は、個人住宅及び貸事務所建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の7ページをご覧ください。____の南東のすぐのところでございます。こちら用途地域でございます、原則許可でございます。____さんは、____をされておまして、今回、自宅と貸事務所を計画されたものでございます。土地の価格は、____円、坪単価の約____円、説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ご審議よろしくお願いします。

○議長

説明も終わりましたので、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第2項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約売買、所在蔵敷、地目畑1筆、面積740㎡、渡人、熊野の____さん、大野城市の____さん、千葉県船橋市の____さん、広川町の____さん、持分各4分の1ずつ、受人、筑後市長崎の____さん、申請事由は、個人住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の8ページです。____のすぐそばのところでございます。____さんは、会社員でいらっしゃいますけど____をされておまして、いわゆる____で自宅の他に材料を置くコンテナを設置したり、駐車場も材料を置いたりするトラック等が入るよう広めに配置をされているところでございます。

土地の価格は、_____円、坪単価の_____円、第1種農地、集落接続で許可可能となっております。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

14番の城戸です。今の事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしくお願ひします。

○議長

説明も終わりましたので、第2項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第3項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の28ページをご覧ください。第3項、契約売買、所在下北島、及び上北島、地目田2筆、畑1筆、面積合計1,550㎡、渡人、下北島の_____さん、受人、山ノ井の_____さんでございます。申請事由は、駐車場及び通路の整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の9ページをご覧ください。_____のすぐ西側のところございまして、_____さんは、少し前に左側にあります、緑色のところが一体利用地だったんですけど、そこに_____を建てて経営をしていらっしゃいます。用途地域、第3種農地で原則許可になりますが、駐車場が不足することと西からの進入路が狭いため、救急車がギリギリ入れなかったということもあったそうで、今回、駐車場と併せて東側に通路を整備されるものでございます。施設の入居者の方が10人いらっしゃいまして、それぞれに_____さんとかいろんな方がいろいろ付いてされるので、常時30台程度は必要ということで今回、整備されるものでございます。土地の価格は合計で_____円、坪単価の約_____円、こちら面積が広いので、盛り土規制法の対象になっております。そちらの方も併せて申請をされております。説明は以上でございます。

○議 長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

2番の富安でございます。内容については、事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議 長

説明も終わりましたので、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第4項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第4項、契約売買、所在上北島、地目田5筆、面積合計1,467㎡、渡人、上北島の_____さん、受人、荒尾市の_____さん、申請事由は、宅地造成6区画になります。場所の確認をお願いします。地図10ページでございます。北側に_____がありまして、そこから200mぐらい行ったところで、用途地域で第3種農地、原則許可になります。現在、_____さんは、大木町で転用されていますけれども過半要件はクリアされております。一体利用地がちょっとわかりづらいですが、東と西に少しあるところで東側が公衆用道路と西側が用悪水路、合計の194㎡になっております。土地の価格は合計で_____円、坪単価の約_____円、説明は以上でございます。

○議 長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

2番の富安でございます。内容については、今の事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議 長

説明も終わりましたので、第4項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第4項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第5項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第5項、契約売買、所在水田、地目畑1筆、面積697㎡、渡人、水田の_____さん、受人、八女市高塚の_____さん、申請事由は特定建築条件付売買予定地8区画となっております。場所の確認をお願いします。地図11ページでございます。_____の東側すぐのところ、申請地が青色のところ、西側の宅地が一体利用地で1,556.31㎡という風になっております。こちら広がり10haを超える農地ですけれども集落接続で許可可能というところになります。_____さんは、過半要件はクリアされているところでございます。土地の価格は、農地の部分で_____円、坪単価の約_____円、説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

2番の富安でございます。内容については、今の事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長

説明も終わりましたので、第5項について質問のある方はをお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第5項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

本日の案件はこれですべて終了致しました。これをもちまして第32回の農業委員会を閉会致します。

午後2時05分 閉会